

秋選管 ー 136
令和3年9月10日

各指定施設の長 様

秋田県選挙管理委員会委員長
(公 印 省 略)

指定施設（病院、老人ホーム等）における新型コロナウイルス
感染症患者の不在者投票事務の留意事項について（通知）

選挙事務の執行につきましては、日頃格別の御協力をいただき感謝申し上げます。

第49回衆議院議員総選挙が今秋に執行される予定となっておりますが、公職選挙施行令（昭和25年政令第89号）第55条の指定施設である以上、施設における業務が多忙であることや、新型コロナウイルス感染症に罹患していること等を理由として、入院・入所している選挙人からの不在者投票の実施請求を拒否することはできません。

選挙人の投票機会確保の観点から、選挙人から不在者投票の実施請求があった場合には、以下の留意事項を参考にし、不在者投票を実施してくださるようお願いいたします。

- (1) 他の入院者や入所者への感染防止のため、感染症患者の投票とその他の入院者、入所者の投票は空間的、時間的に分けて行うこと。同じ会場で時間を分けて行う場合は、感染症患者の投票をする前にその他の入院者や入所者が投票を行うこと。やむを得ず、感染症患者の投票を先に行う場合、テーブル等を消毒した後、他の入院者や入所者が投票すること。
- (2) 不在者投票の立会人、代理投票補助者2人及び不在者投票事務を行う施設のスタッフは、マスク、手袋等を着用し、直接素手で投票用紙等に触れることがないようにすること。
- (3) 感染症患者が不在者投票を行うときは、必ずマスク、手袋を着用してもらい、直接素手で投票用紙等に触れることがないようにすること。
- (4) 投票の記載に用いる鉛筆は使い捨ての物を使用することを検討すること。
- (5) 投票が終了した不在者投票（封筒）を選挙管理委員会に送付するときは、

ビニール袋に入れるなどしてから、郵送等の封筒に封入し、郵送等の封筒の表面に感染症患者のものが入っていることがわかるようにすること。

- (6) 感染症患者である選挙人が施設に不在者投票の代理請求を依頼する際の依頼書については、原則として請求する選挙人によって記載するのが適当ですが、感染症患者が請求する場合には本人の同意のもとに依頼書を施設のスタッフが代理記載しても差し支えないこと。
- (7) 今後の状況次第では、郵便物の遅配や郵便局の営業時間の短縮もあり得ることから、投票用紙等の請求や投票記載済みの不在者投票の選挙管理委員会への送致については早めに行うこと。
- (8) 新型コロナウイルス感染症に係る隔離措置等により、入院者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の「自ら当該選挙の公職の候補者の氏名（略）を記載することができない選挙人」に該当すると認められる場合には、その申請に基づき、代理投票を行うことも考えられること。ただし、代理投票は、あくまで秘密投票の例外として、第三者に対して投票意思を表示する方法によらなければ選挙権が行使できない者のために認められた制度であることから、同条の要件に該当するか否かや感染症患者本人の意向につき十分に確認すること。

担当	秋田県選挙管理委員会
電話	018-860-1145